

第1章 立地適正化計画について

1. 背景と目的

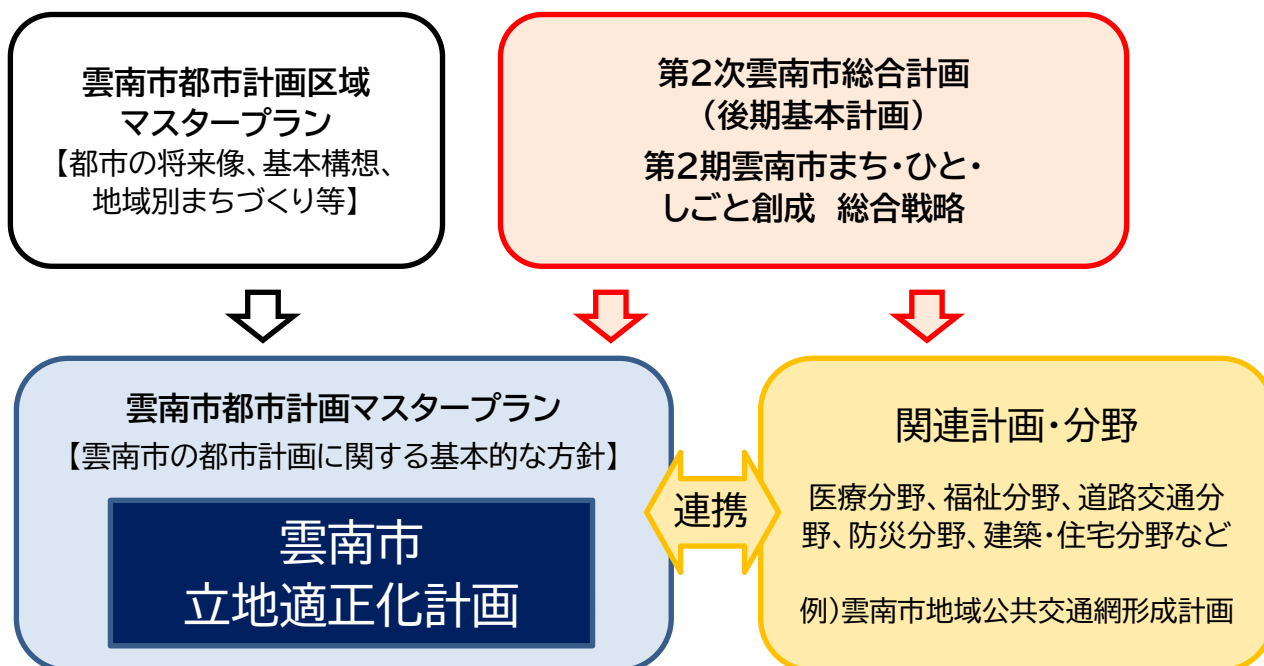
国の都市における今後のまちづくりは、全国的な人口減少や少子高齢化の進行を背景に、誰もが安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

このため、医療・福祉施設、商業施設等の生活サービス施設や居住を一定区域に誘導し、これらの区域を結ぶ利便性の高い公共交通網を形成することにより、誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりを推進しています。国において、平成26年(2014年)に都市再生特別措置法の一部が改正され、市町村がコンパクトなまちづくりを進めるための「立地適正化計画」制度が創設されました。

以上を踏まえて、雲南市では、「第2次雲南市総合計画」で示されている行政、医療、商業の賑わい、産業等の集積を目指す中核拠点ゾーンを含む都市計画区域内に、居住や都市機能を立地させる区域を具体的に示すとともに、本市が合併以来進めてきた市内の小さな拠点と中核拠点ゾーンを公共交通ネットワークで繋げることにより、持続可能でより利便性の高い都市構造を目指した立地適正化計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

立地適正化計画は、上位計画である「第2次雲南市総合計画」、「第2期雲南市まち・ひと・しごと創成総合戦略」に即して定めます。また、立地適正化計画は都市再生特別措置法第82条より、平成26年度(2014年)に策定した10、20年後を見据えた都市づくりの基本計画である「雲南市都市計画マスタープラン」の高度化版とみなされるため、整合性を図り、都市計画マスタープランが目指す将来都市構造を踏襲します。また、医療や福祉、公共交通、防災、居住などの様々な関連分野の計画と連携します。



3. 計画の概要

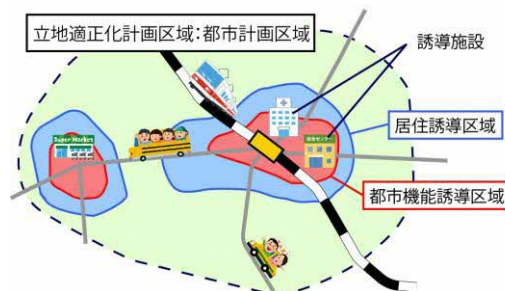
立地適正化計画は、平成26年(2014年)の都市再生特別措置法の一部改正により、人口減少、高齢化が進行する社会情勢の中でも将来にわたり持続可能な都市を実現するため、居住や都市機能の誘導、公共交通の充実を目指すことを目的とした計画です。

この計画では、居住や都市機能の誘導を図る区域及び計画の基本的な方針、計画の目標等を記載します。

<立地適正化計画において設定する区域・指針>

立地適正化計画(都市計画区域を対象に設定)

・都市全体の観点からの居住や都市機能の立地、公共交通の充足等に関する計画であり、民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための計画。



居住誘導区域

・一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活のサービスや公共交通、また地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域。



都市機能誘導区域

・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域。



誘導施設

・都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき誘導施設を定める。具体例としては、病院・診療所、デイサービスセンター、小学校、図書館、スーパーマーケットなど。

※既にある施設を区域外に流出させないという観点も含む。

防災指針

・居住誘導区域を中心とした災害リスクに対して、必要な防災・減災対策を設定する指針。

出典：国土交通省 都市計画運用指針等を基に作成

4. 計画の前提

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、雲南市都市計画区域全域(下图)とします。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度(2022年)から概ね10年後の令和14年度(2032年)とします。また、立地適正化計画は概ね5年ごとに各評価指標により効果の検証を行います。

